

「国立研究開発法人国立がん研究センター契約監視委員会」審議概要について

【問い合わせ先】

国立研究開発法人国立がん研究センター
監査室(契約監視委員会事務局)
電話 03-3542-2511 (内線2147)

令和1年度第1回国立研究開発法人国立がん研究センター契約監視委員会が、令和1年6月19日(水)に開催されましたので、その審議概要についてお知らせいたします。

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、外部有識者及び監事で構成する「契約監視委員会」(平成23年3月25日設置)において、閣議決定3.(1)並びに閣議決定3.(2)にかかる契約について、点検、見直しの審議を行うこととした。

第1回 国立研究開発法人がん研究センター契約監視委員会 (概要)

① 開催日及び場所 令和1年6月19日(水) 国立がん研究センター第4会議室

② 出席者

- ・委員(敬称略) 小野 高史(監事 ※委員会委員長)
- 増田 正志(監事)
- 長崎 武彦(公認会計士)
- 加藤 一郎(弁護士)
- 小林 広(監査室長 ※委員会事務局)
- 松井 正樹(監査専門職 ※委員会事務局)
- ・契約担当者 財務経理部長、事務部長、財務経理課長、調達企画室長、経理室長

③ 審議対象

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)における閣議決定3.(1)及び3.(2)

※ 閣議決定3.(1)とは、平成20年度に締結した競争性のない随意契約及び一者応札・応募となった契約並びに平成20年度末時点で継続している19年度以前に締結された複数年契約で競争性のない随意契約及び一者応札・応募となった契約をいう。

(今回は、平成20年度を令和1年度に、平成19年度を平成30年度にそれぞれ読み換えるものとする)

④ 閣議決定3.(2)とは、平成21年度末までに契約締結が予定されている前回競争性のない随意契約及び前回一者応札・応募となった調達案件並びに平成21年度末までに契約締結が予定されている新規調達案件をいう。(今回は、平成21年度を令和1年度に読み換えるものとする)

○ 審議概要

1) 平成31年度調達等合理化計画の確認

【指摘事項】

なし。

2) 平成30年度第4回契約監視委員会（3月18日）における指摘事項の確認

事前提出資料により、改善要求事項10件について確認した。

【指摘事項】

- ① 随意契約理由書、随意契約証明書において、唯一の業者とは判断できない事案や、証明書に記載すべき内容が不十分な事案が未だに散見されるので、上司と担当者の双方が「契約業務フローマニュアル」に従って記載内容を十分に確認し改善を図ること。
- ② 随意契約リストにおいて、記載漏れ、記載誤り等が散見されるので、よく内容を確認のうえ提出すること。
- ③ 随意契約理由書に「日付」が記入されていない事案があるので、改善すること。
- ④ 一者応札リストにおいて、記載漏れ、記載誤り等が散見されるので、よく内容を確認のうえ提出すること。
- ⑤ 一者応札リストにおいて、契約額対予定価格の比率が20%を超える案件について、備考欄にその理由を明記すること。

3) 平成 29・30 年度 100%落札における改善状況の確認

事前提出資料により、契約件数の第 4 四半期までの推移について確認した。

【指摘事項】

なし。

4) 平成 30 年度における随意契約の妥当性について

事前提出資料により、随意契約63件について確認した。

- ・ 製造者による固有の仕組みが備わったシステムの保守・修理等。 23件
- ・ 製造者の独自性のある医療機器の保守・修理等。 9件
- ・ 研究における高度なデータ集積であり、他者では履行できない委託等。28件
- ・ 競争に付することが不利となる契約。 2件
- ・ 郵便に関する料金（信書に係るもの・料金後納） 1件

【指摘事項】

- ① 随意契約リストへの付議漏れが散見される。平成30年度最終の「監視委員会付議と全随意契約との照合リスト」を再度確認のうえ、当該リストを提出すること。
- ② 前記 2) 【指摘事項】の①～③について改善を実施し、正しい随意契約リストを再提出すること。

5) 令和 1 年度における随意契約の妥当性について

事前提出資料により、随意契約74件について確認した。

- ・ 製造者による固有の仕組みが備わったシステムの保守・修理等。 23件
- ・ 製造者の独自性のある医療機器の保守・修理等。 7件

- ・研究における高度なデータ集積であり、他者では履行できない委託等。 43件
- ・一社専売により相手が特定されるもの。 1件

【指摘事項】

- ① 随意契約リストへの付議漏れが散見される。令和1年度（資料提出時点）の「監視委員会付議と全随意契約との照合リスト」を再度確認のうえ、当該リストを提出すること。
- ② 前記 2) 【指摘事項】の①～③について改善を実施し、正しい随意契約リストを再提出すること。

6) 平成 30 年度における一者応札の妥当性について

事前提出資料により、一者応札契約 82 件について確認した。

【指摘事項】

前記 2) 【指摘事項】の④・⑤について改善を実施し、正しい一者応札リストを再提出すること。

7) 令和 1 年度における一者応札の妥当性について

事前提出資料により、一者応札契約 1 件について確認した。

【指摘事項】

なし。

8) 一者応札・応募等事案のフォローアップ票（新規該当事案）の確認

該当なし

9) 平成 30 年度契約審査委員会の審議状況について

事前提出資料により、平成30年度第11回～第12回及び、平成31年度第1回契約審査委員会の内容を確認した。

【指摘事項】

契約審査委員会において、委員から求められた質問・確認事項については、次回の委員会において漏れがないよう報告すること。（第1回委員会審議 No. 8 の回答については、次回の契約審査委員会にて報告すること。）

10) 業者支払い状況について

平成 31 年 1 月～3 月における支払業者別金額一覧について、上位 50 社（支払総額の 88.4%）の状況について確認した。

【指摘事項】

なし。

以 上